

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株 式 会 社 ナ ッ ク
代表取締役社長 吉 村 寛

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、または当社の指定するウェブサイト (<http://www.evotage.jp/>) より平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日) 午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 南館5階エミネンスホール
(昨年と会場が異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第46期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、当社のホームページ (<http://www.nacoo.com>) に掲載しておりますので、報告事項に関する提供書面には記載していません。
- ◎インターネット開示事項は監査役および会計監査人が監査した書類の一部であります。

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (2) 株主総会参考書類ならびに計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.nacoo.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - (3) 書面による議決権行使において各議案に賛否の記載のない場合の取り扱い
書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - (4) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - (5) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
 - (6) インターネットによる議決権行使のご案内
 - ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに賛否を入力してください。
 - ③ 株主様以外の他人による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ④ 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - ⑤ ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話では、お手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)
- 以 上

システムに関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話：0120-173-027 (受付時間午前9：00～午後9：00、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、有効求人倍率や雇用者所得の向上、失業率の低下といった雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続きました。また個人消費についても、熊本地震の影響や不安定な金融市場、海外経済の不確実性といった下押し要因の影響はあったものの、持ち直しの動きがみられました。

当社グループの事業領域である住宅業界では、住宅ローン金利が低水準で推移したことや住宅ローン減税の拡充を受けて、平成28年5月には新設住宅着工戸数(季節調整済・年率換算値)が100万戸まで回復しました。一方で、夏場以降は新設住宅着工戸数の伸びが一服し、軟調に推移しております。

小売・サービスの業界では、株価の変動や天候要因などの下振れリスクを含みながらも、緩やかな回復基調がみられました。

このような中、当社グループでは各事業分野において積極的な販売促進を実施するとともに、経営体制の強化を通して適切な投資戦略や管理コストの改善、より合理的な組織作りに取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、売上高85,901百万円(前期比7.0%増)、営業利益1,130百万円(同61.2%増)、経常利益1,167百万円(同46.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益467百万円(同85.1%増)となりました。

また、単体業績は、売上高30,249百万円(前期比1.7%減)、営業利益1,587百万円(同59.5%増)、経常利益1,636百万円(同8.7%増)、当期純利益1,042百万円(同6.6%増)となりました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりです。

また、各セグメントの営業損益のほかに、各セグメントに帰属しない全社費用等1,247百万円があります。

イ. クリクラ事業

当連結会計年度の宅配水業界は、大型新規参入は見られず、ワンウェイ業者による宅配水業界への新規参入も沈静化しております。

一方で、大手企業も含めた業界再編の動きは活発化し、今後は自然淘汰が進むことが予想されます。

このような状況の下、クリクラ事業では熊本地震の復興支援や災害協定といった社会貢献活動に尽力すると同時に、営業キャンペーンや副商材の提案、物流コストの見直しといった多様な施策に取り組んでまいりました。

直営部門では、顧客数増加のため積極的な販売促進活動を続けてまいりました。また、水素水生成器「マジックポットⅡ」や「グリーンスムーザー」といった水の消費を促す副商材のラインナップの充実も図りました。加えて、ワンウェイサービス「クリクラミオ」の顧客数が伸びたことで、売上高は前期比で微増しました。

加盟店部門では、継続的な教育・サポートプログラムの強化に取り組むことでサービスと品質の向上に注力してまいりました。また、加盟店へのプラント機器の販売等もおこないました。その結果、売上高は前期比で微増しました。

損益面では、売上高が増加したことで販売管理費を見直したことにより営業利益は前期比で増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高13,293百万円（前期比1.5%増）、営業利益274百万円（前期営業損失201百万円）となりました。

なお、クリクラ事業部では経験やノウハウの共有を通じたより良い商品・サービス・品質の提供を目的として、平成28年8月にアクアクララ株式会社との基本合意契約を締結しました。

ロ. レンタル事業

主力のダストコントロール商品部門では、M&A戦略の推進と既存顧客への深耕が奏功したことにより顧客数と顧客単価が堅調に推移しました。また、トータルケアサービス部門においては、家事代行や害虫駆除、花と庭木の管理といった包括的なサービスを提供することで顧客層を拡大してまいりました。その結果、売上高が前期比で増加しました。

害虫駆除部門および法人向け定期清掃サービスでは、地道な営業活動により優良顧客が順調に増加したことや既存顧客からの紹介で新規顧客が増加したことが要因となり、売上高が前期比で増加しました。

損益面では、人件費とその他の販売管理費が増加したものの、売上高が増加したことで営業利益も前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高13,135百万円（前期比2.9%増）、営業利益1,853百万円（前期比0.7%増）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に害虫駆除部門で名古屋南店と八王子店を開設しました。

ハ. 建築コンサルティング事業

地場建築市場では、住宅業界において回復の兆しがみられたものの、その影響が着工・完工までには至らず、厳しい状況が続きました。

このような状況の下、ノウハウ販売では、既存商品のバージョンアップや新商品の開発、販売促進活動の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、市場の先行き不透明感などに起因した地場工務店における投資抑制基調の影響は大きく、売上高は前期比で減少しました。

一方、太陽光発電システムを中心とした建築部材販売では、“ゼロ・エネルギー・ハウス”のパッケージ商材の提案を軸に新築住宅市場への営業に特化してまいりました。その結果、住宅用太陽光市場における建築部材の販売は伸長しました。しかしながら、産業用太陽光市場縮小の補完には至らず、売上高は前期比で減少しました。

また、昨年度より当社グループに加わった株式会社エコ&エコにおいては、グループ間の連携強化と施工請負に取り組んでおります。

損益面ではノウハウ販売と建築部材販売における売上高の減少に伴い、営業利益は前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高6,089百万円（前期比8.8%減）、営業利益956百万円（同16.6%減、株式会社エコ&エコののれん償却費等を含む）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に建築部材販売部門でさいたま市に拠点を開設しました。

ニ. 住宅事業

当連結会計年度の住宅業界は、相続税に対する節税対策から貸家が11.4%（前年対比）増加するなど、新設住宅着工戸数（季節調整済・年率換算値）が持ち直しに転じました。一方、注文住宅などの持ち家については平成28年12月までに11ヶ月連続（前年対比）の増加を記録したものの、足元では3ヶ月連続（前年対比）の減少となり、2.6%（前年対比）の増加

となっております。

このような状況の下、株式会社レオハウスでは「大人気の家CoCo」をベースとしたセレクトプランの充実やオリコンの顧客満足度調査で獲得した標章を活用した営業戦略、積極的な販売促進活動で住宅受注数の増加に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度での受注数は2,081棟（前期1,785棟）と業界水準を上回る16.6%（前期比）の伸びとなり、受注残も1,016棟（同861棟）となっております。また、職人や業者不足などによる着工や工期の遅れはあったものの、受注数が増加したことで売上高は前期比で増加しました。

損益面では、消費増税の延期と工期の遅れにより売上高が当初予想に届かず、また工事原価や販売促進費の増加が影響し、前期に引き続き営業損失計上となりました。

株式会社ジェイウッドは、ハウジングカフェを生かした集客スタイルが好評で、受注数200棟（前期162棟）、受注残158棟（同138棟）となっております、売上高が前期比で増加しました。損益面では、先行投資として出店計画を前倒し、積極的に出店して販売促進に注力したことから営業利益は前期比で減少しました。

また、平成28年5月より株式会社ケイディアイを当社グループに加え、首都圏中心部の新規顧客開拓や不動産事業への参入といった注文住宅以外の周辺分野への進出にも取り組んでまいりました（会計上のみなし取得日は平成28年6月30日）。

以上の結果、当連結会計年度の売上高42,936百万円（前期比14.6%増）、営業損失622百万円（前期営業損失412百万円、株式会社ジェイウッドと株式会社ケイディアイののれん償却費等含む）となりました。

出店につきましては、当連結会計年度に株式会社レオハウスで2拠点を開設し、株式会社ジェイウッドで4拠点を開設しました（内、1拠点はカフェ）。

ホ. 通販事業

株式会社JIMOSにつきましては、主力の「Macchia Label(マキアレイベル)」ブランドで新たに注力したWeb媒体での新規顧客獲得が奏功し、新規顧客獲得数は伸長したものの、既存顧客からの注文が伸びず微減しました。

通販コンサルティング事業の売上高は、前期比で減少しました。

一方、自然由来の成分を主とする基礎化粧品「Coyori」ブランドにおいては、新規顧客が順調に推移し注文も好調で売上高は前期比で増加しました。その結果、全体の売上高は前期比で増加しました。

損益面では、広告宣伝費及び販売促進費の適正化を図ったことにより、営業利益が前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高10,463百万円（前期比0.8%増）、営業損失83百万円（前期営業損失105百万円、株式会社 J I M O S ののれん償却費等含む）となりました。

(注) 上記①に記載されている金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,171百万円あり、主なものは、住宅事業のモデルハウスの建設や建替え及び事務所建設等957百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末の借入金残高は8,487百万円であり、前期末残高比で1,060百万円減少しております。

④ 重要な企業再編等の状況

平成28年4月をもって、株式会社 J I M O S の酒類通信販売事業を吸収分割しております。

当社は平成28年5月をもって、株式会社ケイディアイを連結子会社とし、さらに、平成28年12月をもって、株式会社ベルエアーを連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 第43期 平成26年3月期 | 第44期 平成27年3月期 | 第45期 平成28年3月期 | 第46期(当期) 平成29年3月期 |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売 上 高 | 91,630 | 85,443 | 80,302 | 85,901 |
| 経 常 利 益 | 4,709 | 1,481 | 795 | 1,167 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | 2,794 | 519 | 252 | 467 |
| 1株当たり当期純利益 | 168円23銭 | 31円09銭 | 14円99銭 | 27円76銭 |
| 総 資 産 | 40,455 | 39,862 | 41,694 | 43,175 |
| 純 資 産 | 16,005 | 16,132 | 15,831 | 15,559 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 (百万円) | 議 決 権 比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|----------------|----------------|------------------|
| 株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス | 300 | 100.0 | 注文住宅の建築請負 |
| 株 式 会 社 ア ー ネ ス ト | 10 | 100.0 | ビルメンテナンス事業等 |
| 株式会社ナックライフパートナーズ | 10 | 100.0 | 金融・保険業 |
| 株 式 会 社 J I M O S | 350 | 100.0 | 化粧品・健康食品の通販等 |
| 株 式 会 社 ジ ャ イ ウ ッ ド | 100 | 100.0 | 注文住宅の建築請負 |
| 株 式 会 社 エ コ & エ コ | 80 | 100.0 | 建築部材の販売と施工 |
| 株 式 会 社 ケ イ デ ィ ア イ | 100 | 100.0 | 分譲・注文住宅 |
| 株 式 会 社 ベ ル エ ア ー | 50 | 100.0 | 栄養補助食品、化粧品の製造・販売 |

(注) 上記のうち株式会社ケイディアイと株式会社ベルエアーについては、当連結会計年度に全株式を取得し、連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業時からの事業であるレンタル事業を中心に、クリクラ事業、住宅事業、建築コンサルティング事業、通販事業の5つの事業体制のもと、創業時からの基本戦略である「コングロマリット（複合的異種混成型）企業」の基盤を築いてまいりました。

今後、消費の二極化がさらに進むことが予想される事業環境の中で、当社グループは新しい価値の創造と価値あるサービスを提供し、更なる収益力の向上と持続的な発展を目指します。

中期経営計画における数値目標としては、平成33年3月期に売上高1,500億円、営業利益100億円の達成を目指しております。

- ① クリクラ事業は、今後4年間で80万件の顧客獲得を目標に拡大を図ってまいります。また、未開拓のエリアが多く、成長分野であるワンウェイサービス「クリクラミオ」については、今後10万件の顧客獲得を当面の目標として力を注いでまいります。
- ② レンタル事業は、営業エリアの拡大、M&Aの推進、高齢者向けのトータルケアサービス部門の拡充等により売上の更なる増加を図ります。
- ③ 建築コンサルティング事業は、工務店支援事業にさらに注力し、顧客サポート体制の強化を図ります。また、平成32年省エネ基準適合住宅の義務化に対応する商品開発及び商品提案を先行して進めてまいります。
- ④ 住宅事業は、引き続き高付加価値の商品提案とサービスの差別化に注力するとともに、集合住宅建築の強化など注文住宅以外の周辺分野への進出も図ります。また、営業エリア補完、対象顧客補完などを目的としたM&Aも推進します。
- ⑤ 通販事業は、更なる顧客満足度向上を目指し、他社と差別化できる商品開発を推進します。また、事業効率を上げるための施策としてインターネット販売比率の向上を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------------|--|
| クリクラ事業 | 宅配水「クリクラ」の製造・販売 |
| レンタル事業 | ダストコントロール商品のレンタル・販売、害虫駆除剤のレンタル・販売及び定期清掃業務等 |
| 建築コンサルティング事業 | 地場工務店に対する建築関連ノウハウ商品及び建築部材の販売と施工、コンサルティング業務 |
| 住宅事業 | 戸建注文住宅の建築請負、分譲住宅の販売及びそれに付随する金融・保険業務 |
| 通販事業 | 化粧品・健康食品及び酒類等の通信販売 |

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

| | | | |
|---------------|-------|-------------|------|
| 株 式 会 社 ナ ッ ク | 本 社 | 東 京 都 新 宿 区 | |
| | 営 業 所 | 北 海 道 | 3ヶ所 |
| | | 宮 城 県 | 3ヶ所 |
| | | 茨 城 県 | 3ヶ所 |
| | | 栃 木 県 | 1ヶ所 |
| | | 群 馬 県 | 3ヶ所 |
| | | 埼 玉 県 | 9ヶ所 |
| | | 千 葉 県 | 9ヶ所 |
| | | 東 京 都 | 24ヶ所 |
| | | 神 奈 川 県 | 12ヶ所 |
| | | 静 岡 県 | 2ヶ所 |
| | | 愛 知 県 | 5ヶ所 |
| | | 京 都 府 | 2ヶ所 |
| | | 大 阪 府 | 6ヶ所 |
| | | 兵 庫 県 | 2ヶ所 |
| | | 岡 山 県 | 2ヶ所 |
| | | 広 島 県 | 1ヶ所 |
| | | 香 川 県 | 1ヶ所 |
| | 福 岡 県 | 9ヶ所 | |
| | 熊 本 県 | 1ヶ所 | |
| | 合 計 | 98ヶ所 | |
| 工 場 | 北 海 道 | 1ヶ所 | |
| | 宮 城 県 | 1ヶ所 | |
| | 栃 木 県 | 1ヶ所 | |
| | 埼 玉 県 | 2ヶ所 | |
| | 千 葉 県 | 1ヶ所 | |
| | 東 京 都 | 1ヶ所 | |
| | 愛 知 県 | 1ヶ所 | |
| | 大 阪 府 | 1ヶ所 | |
| 福 岡 県 | 1ヶ所 | | |
| | 合 計 | 10ヶ所 | |

| | | | |
|-------------------|-------|-------------|-----|
| 株 式 会 社 レ オ ハ ウ ス | 本 社 | 東 京 都 新 宿 区 | |
| | 営 業 所 | 宮 城 県 | 4ヶ所 |
| | | 山 形 県 | 1ヶ所 |
| | | 福 島 県 | 3ヶ所 |
| | | 茨 城 県 | 6ヶ所 |
| | | 栃 木 県 | 5ヶ所 |
| | | 群 馬 県 | 6ヶ所 |
| | | 埼 玉 県 | 6ヶ所 |
| | | 千 葉 県 | 5ヶ所 |
| | | 東 京 都 | 6ヶ所 |
| | | 神 奈 川 県 | 6ヶ所 |
| | | 富 山 県 | 1ヶ所 |
| | | 石 川 県 | 1ヶ所 |
| | | 福 井 県 | 1ヶ所 |
| | | 山 梨 県 | 1ヶ所 |
| | | 長 野 県 | 3ヶ所 |
| | | 岐 阜 県 | 2ヶ所 |
| | | 静 岡 県 | 5ヶ所 |
| | | 愛 知 県 | 6ヶ所 |
| | | 三 重 県 | 2ヶ所 |
| | | 京 都 府 | 1ヶ所 |
| | | 滋 賀 県 | 2ヶ所 |
| | | 大 阪 府 | 3ヶ所 |
| | | 兵 庫 県 | 4ヶ所 |
| 奈 良 県 | 1ヶ所 | | |
| 岡 山 県 | 2ヶ所 | | |
| 広 島 県 | 2ヶ所 | | |
| 徳 島 県 | 1ヶ所 | | |
| 香 川 県 | 2ヶ所 | | |
| 愛 媛 県 | 3ヶ所 | | |
| 高 知 県 | 1ヶ所 | | |
| 福 岡 県 | 4ヶ所 | | |
| 佐 賀 県 | 1ヶ所 | | |
| 熊 本 県 | 1ヶ所 | | |
| 大 分 県 | 1ヶ所 | | |
| 宮 崎 県 | 3ヶ所 | | |
| 鹿 児 島 県 | 3ヶ所 | | |
| 合 計 | 105ヶ所 | | |

| | | | |
|------------------|-------|----------------|------------|
| 株式会社アーネスト | 本 社 | 東京都渋谷区 | |
| 株式会社ナックライフパートナーズ | 本 社 | 東京都新宿区 | |
| 株式会社 J I M O S | 本 社 | 福岡県福岡市 | |
| | 営 業 所 | 東京都 福岡県 | 1ヶ所 1ヶ所 |
| 株式会社ジェイウッド | 本 社 | 宮城県仙台市 | |
| | 営 業 所 | 青 森 県 | 1ヶ所 |
| | | 岩 手 県 | 3ヶ所 |
| | | 福 島 県 | 1ヶ所 |
| | | 栃 木 県 | 1ヶ所 |
| | | 宮 城 県 | 3ヶ所 |
| 秋 田 県 | 1ヶ所 | | |
| 株式会社エコ&エコ | 本 社 | 東京都新宿区 | |
| | 営 業 所 | 宮 城 県 | 1ヶ所 |
| | | 神 奈 川 県 | 1ヶ所 |
| | | 熊 本 県 福 岡 県 | 1ヶ所 2ヶ所 |
| 株式会社ケイディアイ | 本 社 | 東京都中央区 | |
| | 営 業 所 | 千 葉 県 | 1ヶ所 |
| 株式会社ベルエアー | 本 社 | 東京都中央区 | |
| | 営 業 所 | 神 奈 川 県 | 1ヶ所 |

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 事 業 部 門 | 使用人数（名） | | 前連結会計年度末比 増減（名） | |
|-------------------------|---------|-------|--------------------|-------|
| ク リ ク ラ 事 業 | 299 | (170) | △8 | (△25) |
| レ ン タ ル 事 業 | 533 | (453) | 19 | (△12) |
| 建 築 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業 | 132 | (0) | △15 | (△4) |
| 住 宅 事 業 | 925 | (17) | 82 | (△1) |
| 通 販 事 業 | 250 | (29) | 6 | (△6) |
| 全 社 (共 通) | 35 | (3) | △10 | (0) |
| 計 | 2,174 | (672) | 74 | (△48) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、使用人数には、契約社員（11名）、準社員（2名）が含まれております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 4,877 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,760 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,090 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 500 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200 |
| 株式会社群馬銀行 | 30 |
| 日本生命保険相互会社 | 30 |

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 43,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,719,250株 (自己株式を含む)
- ③ 株主数 12,103名 (前年度末比1,085名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|--|-----------|----------|
| 株式会社キャピタル | 1,575,664 | 9.31 |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 1,112,300 | 6.57 |
| レモンガス株式会社 | 1,042,000 | 6.15 |
| ナック従業員持株会 | 908,518 | 5.37 |
| 株式会社ジャスト | 900,052 | 5.32 |
| 西山 由之 | 556,184 | 3.28 |
| 株式会社ブリリアントフューチャー | 524,000 | 3.09 |
| 株式会社ZEホールディングス | 339,600 | 2.01 |
| 西山 文江 | 288,686 | 1.70 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 (信託口) | 246,100 | 1.45 |

(注) 1. 持株比率は自己株式 (1,786,292株) を控除して計算しております。

2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|-----------|---|
| 代表取締役会長 | 寺 岡 豊 彦 | 株式会社レオハウス 代表取締役会長 株式会社 J I M O S 代表取締役会長兼社長 |
| 代表取締役社長 | 吉 村 寛 | 住宅ビジネスカンパニー代表 株式会社レオハウス 代表取締役社長 株式会社アーネスト 代表取締役社長 株式会社 J I M O S 取締役 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社バルエアー 取締役 |
| 取 締 役 | 川 上 裕 也 | ビジネスサポート本部長 株式会社 J I M O S 監査役 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社バルエアー 監査役 |
| 取 締 役 | 小 磯 雄 一 郎 | クリクラビジネスカンパニー代表 |
| 取 締 役 | 脇 本 和 好 | レンタルビジネスカンパニー代表 株式会社アーネスト 取締役 |
| 取 締 役 | 竹 中 徹 | 竹中徹公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社メディアグローバルリンクス 社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役 |
| 取 締 役 | 島 田 博 夫 | 株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 一般社団法人日本建設機械施工協会 顧問 |
| 常 勤 監 査 役 | 遠 藤 彰 子 | 株式会社レオハウス 監査役 株式会社アーネスト 監査役 株式会社ジェイウッド 監査役 株式会社エコ&エコ 監査役 株式会社ケイディアイ 監査役 |
| 監 査 役 | 狩 野 勝 | 株式会社レオハウス 監査役 |
| 監 査 役 | 西 章 | 西章税理士事務所 代表 株式会社 J I M O S 監査役 |
| 監 査 役 | 岩 本 尚 子 | 岩本尚子司法書士事務所 代表 |

- (注) 1. 取締役竹中徹氏及び取締役島田博夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役狩野勝氏、監査役西章氏及び監査役岩本尚子氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役西章氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役竹中徹氏、取締役島田博夫氏、監査役狩野勝氏、監査役西章氏、監査役岩本尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|------------------|-------------|-------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 7名 (2名) | 136百万円 (9百万円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4名 (3名) | 19百万円 (7百万円) |
| 合計 (うち社外役員) | 11名 (5名) | 155百万円 (17百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月24日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成2年6月25日開催の第19期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役竹中徹氏は、竹中徹公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は竹中徹公認会計士・税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役島田博夫氏は、株式会社シマブンコーポレーション取締役会長及び一般社団法人日本建設機械施工協会顧問を兼務しております。なお、当社は株式会社シマブンコーポレーションと一般社団法人日本建設機械施工協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役西章氏は、西章税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は西章税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役岩本尚子氏は、岩本尚子司法書士事務所の代表を兼務しております。なお、当社は岩本尚子司法書士事務所との間には特別な関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
- 社外取締役竹中徹氏は、株式会社メディアグローバルリンクス社外監査役、ウエルシアホールディングス株式会社社外取締役及び株式会社テー・オー・ダブリュー社外取締役であります。なお、株式会社メディアグローバルリンクス、ウエルシアホールディングス株式会社及び株式会社テー・オー・ダブリューとの間には特別な関係はありません。
 - 社外監査役狩野勝氏は、当社の子会社である株式会社レオハウスの監査役であります。
 - 社外監査役西章氏は、当社の子会社である株式会社JIMOSの監査役であります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

| 取 締 役 | 状 況 |
|---------|---|
| 竹 中 徹 | 当事業年度開催の取締役会14回中13回出席しております。 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、主に会計事項について適宜発言を行っております。 |
| 島 田 博 夫 | 当事業年度開催の取締役会14回中14回出席しております。 経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針等に対し適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 状 況 |
| 狩 野 勝 | 当事業年度開催の取締役会14回中14回、及び監査役会12回中12回出席しております。 大所高所からの幅広い視野に立ち、取締役の経営判断や事業方針等に対し適切な発言を行っております。 |
| 西 章 | 当事業年度開催の取締役会14回中14回、及び監査役会12回中11回出席しております。 税理士としての専門的見地から、主に税務事項について適切な意見を適宜行っております。 |
| 岩 本 尚 子 | 当事業年度開催の取締役会14回中14回、及び監査役会12回中12回出席しております。 司法書士としての専門的見地から、主に法務事項について適切な意見を適宜行っております。 |

ニ. 責任限定契約の内容の概要

- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 55百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 59百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
（平成28年1月1日から同年3月31日）

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ロ. コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員が当社を含むグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - ハ. 顧問弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適宜受けられる体制をとる。
- ニ. 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(運用状況)

ナックグループは、企業理念の根本となるグループ共通の価値観「感謝心」、「規律性」、「具体的」、「精一杯」、「即実行」の5つを“NacWay”として定め、ナックグループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、特に第46期は、経営管理担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会において「グループ行動規範」の改定並びにグループホットライン体制の整備及びこれに伴う「内部通報規程」の改定を検討・実施し、グループとして、さらなる法令・規範の遵守に努めました。

法律問題に関しても、顧問弁護士と必要に応じて緊密に連携し、適宜、適切な助言と指導を受ける体制が整っております。

さらに、当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務監査の一環としてコンプライアンスに係る監査を実施し、その結果を経営管理担当役員に報告し、改善策等の提言を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

(運用状況)

当社は、取締役会議事録及びグループ経営会議議事録を「取締役会規則」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、リスク管理に関する規程を定める。
ロ. 代表取締役、業務執行取締役及び代表取締役が指名した重要な子会社の代表取締役で構成されるグループ経営会議は、各業務担当役員から定期的に報告を受け、各業務におけるリスクの状況を把握する。
ハ. 経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況の管理を通じてリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議またはグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定する。
ニ. 重要な投資に関わるリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を行う。

(運用状況)

当社は、リスクマネジメントの目的、管理体制を定めた「リスク管理規程」を定め、危機発生時の対応に関する手順を定めた「危機管理規程」を整備し、周知・運用しております。また、経営管理担当役員は、各業務担当役員の執行状況を把握した上でリスクの発生を監視し、発生したリスクに関して直ちに取締役社長に報告するとともに、関係者に対処策を検討し、稟議またはグループ経営会議や取締役会において審議の上、決定しております。重要な投資に関するリスクに関しては、グループ経営会議においてリスクの把握と対策を検討しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役及び各業務を担当する取締役は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- ロ. 経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項を審議する。
- ハ. 業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき職務執行の効率的な実施を図る。
- ニ. 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図っている。

(運用状況)

当社は、「取締役会規則」、「職務分掌規程」等に基づき、適正かつ効果的に職務の執行が行われる体制としております。当事業年度においては、取締役会を計14回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営会議を計12回開催し、経営に関する重要事項を審議いたしました。また、業務の運営については、現在及び将来の事業環境を踏まえた年度予算の策定及び実績管理に基づき、月1回開催されるグループ経営会議を通じて、ナックグループ各社の業績管理を実施しております。

また、当社は電子決裁システムを導入しており、稟議決裁等に関し、申請から決裁までの一連の手続きをすべてシステム管理しており、意思決定の迅速化及び効率化を図っています。

⑤ 次に掲げる体制その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告されている。
 - ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 月1回開催されるグループ経営会議において、リスク情報の共有を行っている。
 - ii) 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社のリスクマネジメントを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- ハ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
 - i) グループ全体の経営活動を効率的、機動的に行うために、グループ経営会議を、原則として月1回開催し、グループ経営に関する重要事項を審議する。
 - ii) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理に関する規定を策定する。
- ニ、子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 当社の企業理念に則った「グループ行動規範」を制定し、子会社の取締役、監査役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範とする。
 - ii) コンプライアンスの責任者として、経営管理担当役員がグループ全体にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握にあたる。
 - iii) 当社は、グループにおける法令違反及び社会規範に反する問題の早期発見、是正を図るために、グループ内部通報制度を設置する。
- ホ、その他のグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - i) グループ各社の業務の適正確保は、当社の方針、規程を準用して行う。
 - ii) 当社の内部監査室は、グループ各社の監査を行い、監査の結果に基づいて必要な指示または勧告を行う。

(運用状況)

当社は、最適なグループ経営及び子会社管理に向けた体制・制度・規程の構築に向けて整備を進めております。また、子会社の月次の営業成績、財務状況、リスク情報その他の重要な事項は月1回開催されるグループ経営会議を通じて、当社グループで共有するとともに審議しております。

また、①に関する運用状況で前述したとおり、特に第46期は、経営管理担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会において、グループ全体を対象とする「グループ行動規範」の改定並びにグループホットライン体制の整備及びこれに伴う「内部通報規程」の改定を検討・実施し、子会社における法令等の遵守体制を強化いたしました。

さらに、当社の内部監査部門は、年度監査計画に基づき、グループ各社に対して内部監査を実施し、その結果に基づいて必要な指示または勧告を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の特従スタッフは配置せず、補助機関として内部監査室が適宜対応し、監査役より求めがあるときは監査役と協議の上、必要な期間専任の担当者を置く。

(運用状況)

監査役の特従スタッフを補助すべき使用人については、現在は特従スタッフを配置していませんが、監査役より求めがあるときは、監査役と協議の上、必要な期間、専任の担当を置く体制を整備しております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の担当者の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得て行う。

(運用状況)

現在、監査役の特従スタッフを配置していませんが、特従スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等については常勤監査役の同意を要することとしております。

- ⑧ 監査役の特従スタッフを補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の特従スタッフを補助すべき使用人に関し、専任期間中は取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととする。

(運用状況)

現在、監査役の特従スタッフを配置していませんが、専任期間中は、取締役からの指揮命令は受けないこととし、監査役の指揮命令に従うこととしております。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
i) 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
ii) 当社の監査役は、取締役会のほかグループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて取締役及び使用人

に対して報告を求めることができる。

- ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
 - i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に対して、当社及びグループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実について報告を行う。
 - ii) 当社の監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席できるものとし、また、必要に応じて子会社の取締役・監査役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - iii) 当社の内部監査室は、定期的に当社監査役会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査状況を報告する。

(運用状況)

監査役は、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対して報告を求めています。また、内部監査部門は四半期に一度、子会社における監査状況を監査役会に報告しております。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役員及び使用人に周知徹底する。

(運用状況)

当社は、監査役への報告を行ったグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当社が当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ロ. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

監査役が職務を執行するために当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、速やかに処理しております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査室及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。
- ロ. 「監査役会規則」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。

(運用状況)

監査役は、内部監査部門及び監査法人と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じて取締役会などの社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. ナックグループは「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断し、不当な要求には一切応じない旨を定めている。
- ロ. 反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めている。
- ハ. 取引先との契約書類については、反社会的勢力排除に関する条項を定めている。

(運用状況)

当社は、反社会的勢力への対応については、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整備し、反社会的勢力の動向の把握に努めております。取引先との契約書類には、反社会的勢力排除に関する条項を定めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 22,133 | 流 動 負 債 | 20,905 |
| 現金及び預金 | 7,430 | 買掛金 | 6,427 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,795 | 短期借入金 | 2,440 |
| 商品及び製品 | 2,761 | 一年内返済予定の長期借入金 | 2,500 |
| 販売用不動産 | 2,790 | 未払金 | 2,276 |
| 未成工事支出金 | 1,572 | リース債務 | 405 |
| 原材料及び貯蔵品 | 423 | 未払法人税等 | 779 |
| 繰延税金資産 | 652 | 未成工事受入金 | 3,690 |
| その他 | 2,770 | 賞与引当金 | 738 |
| 貸倒引当金 | △62 | 完成工事補償引当金 | 92 |
| 固 定 資 産 | 21,041 | 債務保証損失引当金 | 47 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,813 | ポイント引当金 | 249 |
| 建物及び構築物 | 8,598 | その他の | 1,257 |
| 機械装置及び運搬具 | 216 | 固 定 負 債 | 6,710 |
| 工具、器具及び備品 | 398 | 長期借入金 | 3,547 |
| 土地 | 2,163 | リース債務 | 1,912 |
| リース資産 | 2,273 | 再評価に係る繰延税金負債 | 12 |
| 建設仮勘定 | 162 | 退職給付に係る負債 | 152 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,222 | 役員株式給付引当金 | 5 |
| のれん | 1,444 | 資産除去債務 | 870 |
| 顧客関連資産 | 948 | その他 | 208 |
| 商標 | 286 | 負 債 合 計 | 27,616 |
| その他 | 543 | 純 資 産 の 部 | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 4,006 | 株 主 資 本 | 16,366 |
| 投資有価証券 | 462 | 資本金 | 4,000 |
| 長期貸付金 | 375 | 資本剰余金 | 1,140 |
| 破産更生債権等 | 207 | 利益剰余金 | 12,552 |
| 繰延税金資産 | 336 | 自己株式 | △1,326 |
| 差入保証金 | 2,502 | その他の包括利益累計額 | △807 |
| その他 | 562 | その他有価証券評価差額金 | 56 |
| 貸倒引当金 | △440 | 繰延ヘッジ損益 | △3 |
| 資 産 合 計 | 43,175 | 土地再評価差額金 | △860 |
| | | 純 資 産 合 計 | 15,559 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 43,175 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------------|------|--------|
| 売 上 高 | | 85,901 |
| 売 上 原 価 | | 51,206 |
| 売 上 総 利 益 | | 34,695 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 33,564 |
| 営 業 利 益 | | 1,130 |
| 営 業 外 収 益 | | 259 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 6 | |
| 企 業 立 地 奨 励 金 | 44 | |
| 受 取 手 数 料 | 23 | |
| そ の 他 | 185 | |
| 営 業 外 費 用 | | 222 |
| 支 払 利 息 | 111 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 | 44 | |
| 為 替 差 損 | 20 | |
| そ の 他 | 45 | |
| 経 常 利 益 | | 1,167 |
| 特 別 損 失 | | 65 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 17 | |
| 減 損 損 失 | 44 | |
| そ の 他 | 4 | |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 1,101 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 835 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △201 | 633 |
| 当 期 純 利 益 | | 467 |
| 親 會 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 467 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 12,292 | 流 動 負 債 | 14,036 |
| 現金及び預金 | 2,691 | 買掛金 | 1,126 |
| 売掛金 | 2,624 | 短期借入金 | 2,440 |
| 商品及び製品 | 2,196 | 関係会社短期借入金 | 4,700 |
| 原材料及び貯蔵品 | 65 | 一年内返済予定の長期借入金 | 2,500 |
| 前渡金 | 19 | リース債 | 144 |
| 立替金 | 94 | 未払金 | 1,110 |
| 前払費用 | 252 | 未払費用 | 61 |
| 繰延税金資産 | 257 | 未払法人税等 | 594 |
| 差入保証金 | 552 | 前受金 | 250 |
| 短期貸付金 | 30 | 賞与引当金 | 404 |
| 関係会社短期貸付金 | 3,247 | 債務保証損失引当金 | 47 |
| その他 | 303 | ポイント引当金 | 126 |
| 貸倒引当金 | △44 | その他 | 529 |
| 固 定 資 産 | 21,590 | 固 定 負 債 | 4,993 |
| 有 形 固 定 資 産 | 9,804 | 長期借入金 | 3,547 |
| 建物 | 5,257 | 長期預り保証金 | 200 |
| 構築物 | 936 | リース債 | 907 |
| 機械装置及び運搬具 | 145 | 再評価に係る繰延税金負債 | 12 |
| 工具、器具及び備品 | 279 | 役員株式給付引当金 | 5 |
| 土地 | 1,989 | 資産除去債務 | 314 |
| リース資産 | 1,035 | その他 | 4 |
| 建設仮勘定 | 159 | 負 債 合 計 | 19,029 |
| 無 形 固 定 資 産 | 342 | 純 資 産 の 部 | |
| のれん | 79 | 株 主 資 本 | 15,692 |
| ソフトウェア | 233 | 資本金 | 4,000 |
| その他 | 29 | 資本剰余金 | 1,140 |
| 投資その他の資産 | 11,443 | 資本準備金 | 649 |
| 投資有価証券 | 260 | その他資本剰余金 | 491 |
| 関係会社株式 | 8,713 | 利 益 剰 余 金 | 11,877 |
| 長期貸付金 | 320 | 利益準備金 | 350 |
| 長期前払費用 | 73 | その他利益剰余金 | 11,527 |
| 破産更生債権等 | 207 | 別途積立金 | 3,500 |
| 繰延税金資産 | 113 | 繰越利益剰余金 | 8,027 |
| 差入保証金 | 1,689 | 自 己 株 式 | △1,326 |
| その他 | 271 | 評価・換算差額等 | △838 |
| 貸倒引当金 | △207 | その他有価証券評価差額金 | 24 |
| 資 産 合 計 | 33,883 | 繰延ヘッジ損益 | △3 |
| | | 土地再評価差額金 | △860 |
| | | 純 資 産 合 計 | 14,853 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 33,883 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 30,249 |
| 売 上 原 価 | | 12,425 |
| 売 上 総 利 益 | | 17,823 |
| 販売費及び一般管理費 | | 16,236 |
| 営 業 利 益 | | 1,587 |
| 営 業 外 収 益 | | 507 |
| 受取利息及び配当金 | 30 | |
| 受取地代家賃 | 316 | |
| 企業立地奨励金 | 44 | |
| そ の 他 | 116 | |
| 営 業 外 費 用 | | 458 |
| 支 払 利 息 | 103 | |
| 支 払 地 代 家 賃 | 273 | |
| そ の 他 | 81 | |
| 経 常 利 益 | | 1,636 |
| 特 別 損 失 | | 17 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 3 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 4 | |
| そ の 他 | 9 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,619 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 614 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △37 | 576 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,042 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社 ナック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社 ナック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野 俊成 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

株式会社サナック 監査役会

| | | |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 遠藤彰子 | ㊟ |
| 社外監査役 | 狩野勝 | ㊟ |
| 社外監査役 | 西章 | ㊟ |
| 社外監査役 | 岩本尚 | ㊟ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。
期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、「連結純資産配当率4%（年間）」、
ただし「配当性向100%以内」を基準といたしまして、下記のとおりと
させていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は135,463,664円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって寺岡豊彦、吉村寛、竹中徹及び島田博夫の取締役4名は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|---|---|---------------|
| 1 | てら おか とよ ひこ 寺 岡 豊 彦 (昭和27年6月1日) (再任) | 昭和52年4月 当社入社 平成2年9月 取締役 経営管理室長 平成6年6月 常務取締役 第1事業部長 平成9年7月 専務取締役 レンタル事業部長 平成17年6月 代表取締役社長 平成24年4月 デリバリービジネスカンパニー代表 平成27年6月 代表取締役会長 (現任) | 146,369株 |
| 2 | よし むら かん 吉 村 寛 (昭和36年5月8日) (再任) | 昭和59年4月 当社入社 平成15年11月 執行役員 レンタル事業部 第二支社長 平成17年6月 取締役 平成23年6月 常務取締役 住宅事業本部 本部長 平成24年4月 住宅ビジネスカンパニー代表(現任) 平成25年6月 専務取締役 平成26年6月 取締役副社長 グループ統括執行責任者 平成27年6月 代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社レオハウス 代表取締役社長 株式会社アーネスト 代表取締役社長 株式会社ジェイウッド 取締役 株式会社エコ&エコ 取締役 株式会社ケイディアイ 取締役 株式会社ベルエアー 取締役 | 30,272株 |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 ・重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--|--|---------------|
| 3 | <p style="text-align: center;">たけ なか とおる 竹 中 徹 (昭和28年7月4日)</p> <p style="text-align: center;">(再任・社外)</p> | <p>平成18年10月 竹中徹公認会計士・税理士事務所 開設 代表 (現任)</p> <p>平成20年6月 株式会社メディアグローバルリンク ス 社外監査役 (現任)</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>平成25年11月 ウエルシアホールディングス株式会 社 社外取締役 (現任)</p> <p>平成29年1月 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>竹中徹公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社メディアグローバルリンクス 社外監査役 ウエルシアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社テー・オー・ダブリュー 社外取締役</p> | 10,460株 |
| 4 | <p style="text-align: center;">しま だ ひろ お 島 田 博 夫 (昭和18年2月12日)</p> <p style="text-align: center;">(再任・社外)</p> | <p>平成8年6月 株式会社神戸製鋼所 取締役</p> <p>平成11年4月 同社 常務取締役 溶接カンパニー執行社長</p> <p>平成13年6月 同社 専務取締役 溶接カンパニー執行社長</p> <p>平成16年4月 コベルコ建機株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成20年6月 コベルコ建機株式会社 顧問役</p> <p>平成22年1月 株式会社シマブンコーポレーション 名誉会長</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>平成28年3月 株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社シマブンコーポレーション 取締役会長</p> | — 株 |

- (注) 1. 取締役候補者4名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹中徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 竹中徹氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として幅広い知見・経験を有しており、会計及び税務分野の専門的見地から経営の監

督とチェック機能を期待したためです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、他社の社外役員としての経験と知識も豊富であり、また平成25年6月から当社社外取締役役に在任していることから、引き続き独立した立場から経営の監督とチェック機能を適切に果たしていただくことができるものと判断しております。

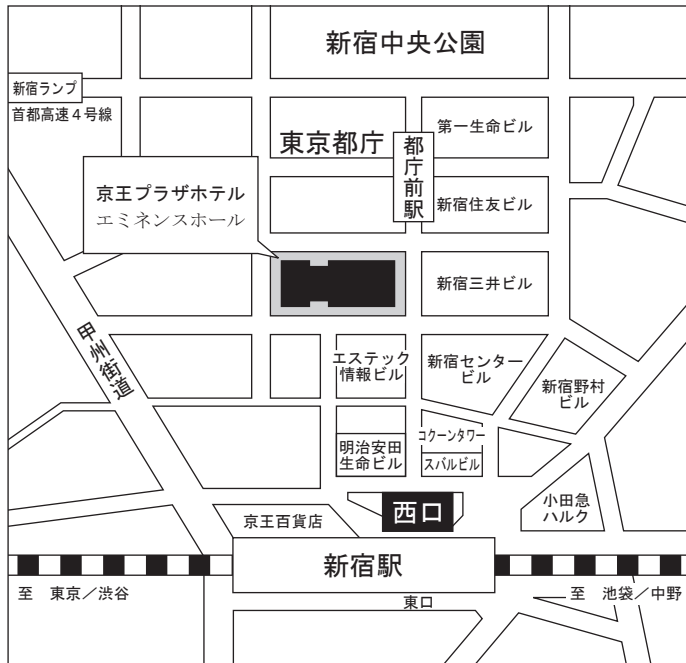
4. 竹中徹氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、竹中徹氏との間で、定款第25条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、竹中徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。
7. 島田博夫氏は社外取締役候補者であります。
8. 島田博夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくためです。
9. 島田博夫氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
10. 当社は、島田博夫氏との間で、定款第25条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
11. 当社は、島田博夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。
12. 所有株式数は、平成29年3月31日現在のものであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番2号
京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール

電 話 03-3344-0111



<アクセス>

- 新宿駅西口（JR・私鉄・地下鉄）よりお越しの株主様
新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。
地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- 都庁前駅（都営大江戸線）よりお越しの株主様
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側に
ホテルがございます。